

令和2年10月17日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

株式会社プラコー

(証券コード:6347)

株主 有限会社フクジュコーポレーション

臨時株主総会招集のご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、さいたま地方裁判所の令和2年9月8日付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおり株式会社プラコーの臨時株主総会を開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り会場への出席をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。書面による事前の議決権行使をされる場合には、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名及びご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、令和2年11月5日(木曜日)午後5時30分までに本株主総会担当事務局に到着するようにご返送お願い申し上げます。なお、書面による事前の議決権行使にご協力いただいた方には、後日クオカード(2000円分)を郵送にて贈呈させていただきます。

敬具

記

1.日 時 令和2年11月6日(金曜日) 午前11時より

2.場 所 〒101-0054

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

KANDA SQUARE 3F (CONFERENCE)

(本株主総会は、上記株主が招集し、開催されるため、従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

3.目的事項

決議事項

第1号議案 買収防衛策廃止の件

第2号議案 取締役 黒澤秀男 解任の件

第3号議案 取締役 平石昌之 解任の件

第4号議案 取締役 早川 恵 解任の件

第5号議案 取締役 小沢剛司 解任の件

第6号議案 定款一部変更の件

第7号議案 取締役5名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

(代理人による議決権行使)

代理人は、株式会社プラコーの議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

当日、代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(委任状)に加え、②委任者である株主様ご本人の本人確認資料(同封の委任状用紙)のご提出が必要となります。ご提出いただく代理権を証する書面(委任状)が同封の委任状用紙である場合には、そのみで有効な委任状として取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙をご持参いただけない結果、本人確認ができない場合には、本株主総会への出席をお断りする場合がございますので、ご容赦ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 臨時株主総会招集のご通知添付書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の、株式会社プラコー臨時株主総会のウェブサイト(<https://www.rinkabuplaco.com/>)にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1.議決権の代理行使の勧誘者

(名 称) 有限会社フクジュコーポレーション  
代表者取締役 井手和成  
(住 所) 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番6号

### 2.議案に関する事項

株式会社プラコー(以下「プラコー」といいます。)の株主である有限会社フクジュコーポレーション(以下「本株主」といいます。)は、さいたま地方裁判所による令和2年9月8日付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記事項を目的とするプラコーの臨時株主総会を令和2年11月6日に開催することを決定いたしました。

- (1) 第1号議案 買収防衛策廃止の件
- (2) 第2号議案 取締役 黒澤秀男 解任の件
- (3) 第3号議案 取締役 平石昌之 解任の件
- (4) 第4号議案 取締役 早川 恵 解任の件
- (5) 第5号議案 取締役 小沢剛司 解任の件
- (6) 第6号議案 定款一部変更の件
- (7) 第7号議案 取締役5名選任の件

各議案の要領及び提案理由等は、以下のとおりです。

#### (1) 第1号議案 買収防衛策廃止の件

(提案理由)

令和2年6月25日開催の定時株主総会において導入された「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」は、もっぱら現経営陣による支配権の維持・強化を図ることを目的として導入されたものであり、当該買収防衛策が導入されたことで、潜在的な投資者によるプラコーの買収ないしそれに伴う株式取得の機会が、事実上排除されてしまっています。株主は会社から得られる取り分が約束されていない代わりに、取締役の選解任権等の行使を通じて会社経営をコントロールするのが株式会社の基本的枠組みといえます。そして、上場会

社では、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、取締役は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日ごろから緊張感をもって職務に取り組むことが出来る結果、効率的な会社経営、ひいては株主価値の向上につながると考えられます。その点、プラコーの株主構成は、他の上場会社と比べても比較的分散保有されている状態にあるため、株主のコントロール権を実行あらしめるためには、普段は分散保有されている株式が、ときには、特定人の元に集中し、コントロール権が実際に行使される可能性が開かれている必要があるといえます。したがって、当該買収防衛策は、プラコーの経営改善の機会、取締役の会社経営に対する規律効果を奪うものであること、また、その結果として、プラコーの株価の上昇を妨げるものであることから、直ちに廃止すべきであると考えます。

## (2) 第2号議案から第5号議案 取締役 黒澤秀男、取締役 平石昌之、取締役早川恵及

### び取締役小沢剛司 解任の件

#### (提案理由)

プラコーは、プラスチック加工機の専門メーカーとして、市場をリードする新機能・高品質・高付加価値商品について優れた開発力を有しており、より一層、飛躍できる可能性を十分に有していると考えております。その一方、プラコーが属するプラスチック加工業界は、その適用分野に広がりを見せつつ、社会におけるエコ意識の浸透によって再利用・有効利用へのニーズがより一層高まるなど、絶えず、変化及び進化が求められる事業環境にあります。そのため、プラコーにとって、現経営体制の維持を図ろうと、過度に保守的ないし閉鎖的な経営を選好する人物は、プラコーのより一層の飛躍の機会を不当に妨げ、いずれはプラコーの衰退を招くこととなるため、プラコーの取締役として適任ではないと考えます。

その点、上記(1)の提案理由でも述べたとおり、プラコーは先般、買収防衛策を導入しているところ、現取締役である黒澤秀男氏、平石昌之氏及び早川恵氏の3名は、当該買収防衛策の導入を積極的に提案した人物であり、会社の基本的枠組みである株主のコントロール権を排除し、自らの支配権の維持を図り、閉鎖的な経営を選好していることが窺えます。そして、プラコーの有価証券報告書によれば、平成29年3月期以降、当該取締役ら3名のプラコー株式の保有数も年々増加傾向にあることが認められます。具体的には、令和2年3月末時点において、黒澤氏は平成29年3月末時点から53,817株の増加、平石氏は平成29年3月末時点から27,526株の増加、早川氏は平成31年3月末時点から13,394株も増加していることが認められます。その一方、取締役に対する役員報酬も年々増額の傾向にあります。具体的には、社外取締役を除く3名(令和2年3月期は4名に支給されておりますが、これは期の途中で取締役1名に異動があったためであり、実質は3名です。)の取締役に対する役員報酬の総額は、平成29年3月期が47,550千円であったのに対し、平成30年3月期が62,700千円、平成31年3月期が66,356千円、そして、令和2年3月期に至っては、83,029千円にまで膨らんでおります。また、プ

ラコーは、平成30年6月に、取締役に対する株式報酬制度を月額報酬とは別枠で導入しておりますが、いうまでもなく、これらはいずれも取締役会において決定ないし提案されたものであります。そのため、当該取締役らは、プラコーから高額役員報酬を受け取ることによって、これを原資としてプラコー株式を追加取得し、また、株式報酬の形でプラコーから直接株式の交付を受けることにより株式数を積み増すことで、プラコーに対する支配的地位をより強固にすることを企図していると考えられます。

さらに、有価証券報告書の記載によると、プラコーは、平成29年3月期において、新たに従業員持株会（従業員持株E S O P信託）制度を創設し、約95,000株を同持株会に取得させることとしています（令和2年3月末時点で既に「プラコー従業員持株会」名義で64,806株、「信託E口」名義で34,500株が取得されています。）。さらに、プラコーは、当該制度とは別で、平成30年11月には従業員に対する株式報酬制度を導入し、それ以降、平成30年12月に45,386株を、平成31年12月には24,820株を従業員らに付与していることが認められます。当該株式には30年間の譲渡制限が付されており、少なくともプラコーの在職中は原則として第三者への譲渡が禁止されているため、上記の従業員持株会が保有する株式と同様、その議決権行使については、事実上、現経営陣によるコントロールが可能であるといわざるを得ません。そのような制度の内容及び導入時期に鑑みれば、株主ないし従業員の利益向上を目的としたものであるとは到底認められず、まさしく自分たちの支配権の維持強化を企図して、現経営陣が本制度を導入したことは明かです。しかも、プラコーは、上記取締役及び従業員の株式報酬制度の採用に伴い、もっぱら取締役及び従業員に報酬として自己株式を交付する目的で、平成30年8月27日、令和元年5月14日及び令和2年4月27日開催の各取締役会決議に基づいて自己株式を取得しているにも関わらず、当該決議に係る適時開示（自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ）のいずれについても、自己株式の取得理由として、「経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にする」とともに、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため。」とだけ記載して、取締役及び従業員に対して交付する目的で自己株式を取得することについて、一切触れられておりません。例えば、プラコーは、令和元年5月14日の取締役会決議に基づいて、同年10月までに合計62,600株の自己株式を取得している一方、同年12月には取締役及び従業員に対して、合計66,685株の自己株式を報酬として付与しており、プラコーは当初から取締役及び従業員に交付する目的で自己株式を取得することが明かであり、そこには「株主還元の強化」などといった意図は微塵も窺うことができず、むしろ現経営陣の後ろめたさや秘密裏に支配権の強化を図ろうとする意図が垣間見えるものであり、適時開示に虚偽があるといわれてもやむを得ないと考えます。

最近においても、プラコーは、令和2年4月27日の取締役会決議に基づいて、同年7月までに合計76,000株（総額7,999万円）の自己株式取得を完了させているにもかかわらず、本株主総会の開催が決まった直後の同年9月14日に、再び、取得価額総額8,000万円を上限として、自己株式を市場買付により取得することを決議しております。プラコーでは、これまで取締役及び従業員への付与に備えて、概ね年1回のペースで自己株式

取得の決議及びこれに基づく市場買付が実施されておりましたが、上記取締役会決議は、前の決議から5か月も経過していない時期に、しかも前回決議と同様に取得価額総額8,000万円を上限として実施されており、極めて不自然なタイミングかつハイペースで行われていることが認められます。なお、自己株式の取得といっても、これまでのプラコーは自己株式の取得後、これを消却することなく、ほとんどを速やかに取締役及び従業員に株式報酬として付与しておりますので、通常、期待される自己株式取得によるメリット（資本効率の向上及び株主還元の充実）が生じるものではないため、注意が必要です。

このように、上記取締役ら3名は、買収防衛策の導入を積極的に進め、また、プラコーの貴重な資金を利用して、自ら若しくは従業員らにプラコーの株式を取得させるなどして、現経営体制による閉鎖性を維持することに終始し、保身に及んでいると評価せざるを得ません。このような状態を放置したままでは、プラコーの株主共同の利益が害されるおそれが高いことから、本株主は、今回、外部株主を代表して、当該3名の解任をご提案するものであります。

また、社外取締役である小沢剛司氏においては、弁護士として社外取締役の地位にありながら、上記取締役3名による保身的な行為を咎めることなく放置、若しくは、積極的に後押しした責任があると考えられ、今後、同氏に効果的なガバナンスの発揮を期待することは困難であることから、併せて同氏についても、取締役の解任をご提案するものであります。

### (3) 第6号議案 定款一部変更の件

#### (議案の要領)

第2号議案から第5号議案までの各議案が承認可決されなかったこと（定足数を満たさなかった場合を含む）を条件として、定款（第17条第1項）の一部について、以下のとおり変更するものです。

#### (現 行)

当会社の取締役は5名以内とし、株主総会において選任する。

#### (変更後)

当会社の取締役は9名以内とし、株主総会において選任する。

#### (提案理由)

プラコーの取締役が株主共同の利益を実現することができる布陣になっていないと思われるため、プラコーの経営体制の刷新が図られるまでの間、第7号議案に係る取締役を受け入れるための、暫定期間中に限る変更とし、当該暫定期間経過後は、定員を少なくするため、再度の定款変更を行う予定です。

### (4) 第7号議案 取締役5名選任の件

(議案の要領)

以下の候補者 5 名を、プラコーの取締役として選任するものです。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>会社の<br>株式の数 |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | 古野 肇志<br>(昭和30年7月26日生) | 昭和55年4月 新日本製鉄株式会社 入社<br>昭和62年4月 日興証券株式会社 入社<br>平成13年7月 エブリデイ・ドット・コム株式会社(現阪急キッチンエール) 取締役<br>平成18年7月 株式会社 GCI キャピタル 執行役員<br>平成23年1月 スリープログループ株式会社(現ギグワークス株式会社) 取締役副社長<br>令和元年6月 東京日産コンピュータシステム株式会社 取締役(現任)<br><br>【重要な兼職状況】<br>東京日産コンピュータシステム株式会社 取締役(非常勤)                                            | 0株                  |
| 2         | 菊池 敏文<br>(昭和30年4月28日生) | 昭和53年4月 創成商事株式会社 入社<br>昭和57年9月 株式会社ツージェント 取締役総務部長<br>昭和61年5月 株式会社木下フレンド 入社 業務部配属<br>平成11年4月 同社 取締役業務部長<br>平成20年4月 同社 常務取締役(現任)<br>平成21年4月 株式会社木下フレンド(船橋) 取締役(現任)<br><br>【重要な兼職状況】<br>株式会社木下フレンド(船橋) 取締役(非常勤)                                                                                        | 0株                  |
| 3         | 箱崎 義則<br>(昭和39年6月6日生)  | 昭和62年4月 プラスチック工業株式会社(現カナフレックスコーポレーション株式会社) 入社<br>平成26年4月 同社製造部 次長(～令和元年8月)                                                                                                                                                                                                                          | 0株                  |
| 4         | 富家 友道<br>(昭和31年6月7日生)  | 昭和58年4月 Arthur Andersen MICD Tokyo 入社<br>平成8年9月 同社 Partner 北アジア金融市場部門ヘッド兼北アジア金融機関経営戦略部門ヘッド、リスク管理コンサルティンググローバルヘッド<br>平成10年9月 金融監督庁 参事 官房企画課担当、バーゼル委員会日本政府代表<br>平成13年4月 朝日アーサーアンダーセン Partner 金融機関部門日本ヘッド<br>平成17年10月 みずほ証券株式会社 経営企画グループ CIO 部長<br>平成19年4月 同社 IT 戦略室長兼 BCP 室長<br>平成23年4月 同社 IT 本部本部長代理 | 0株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>会社の<br>株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|       |                        | 平成28年1月 三井住友アセットマネジメント株式会社 経営企画、<br>事務システム戦略担当理事<br>令和元年9月 マイクロナイズ株式会社 代表取締役（現任）<br><b>【重要な兼職状況】</b><br>マイクロナイズ株式会社 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                      |                     |
| 5     | 倉本 敬治<br>(昭和37年7月21日生) | 昭和63年4月 日興証券株式会社 企業情報部 入社<br>平成3年11月 米国 The Blackstone Group 出向<br>平成14年4月 ING ベアリング証券 M&A 部門ヘッド<br>平成16年8月 ING Bank N.V.(Sydney Branch) シニアアドバイザー<br>平成19年1月 ストラダアドバイザーLLP マネージングパートナー<br>平成20年1月 アメリカンアプリーザル・ジャパン シニアヴァイス<br>プレジデント<br>平成21年4月 グローバルMAパートナーズ パートナー<br>平成23年1月 ストラダアドバイザーLLP マネージングパートナー（現任）<br><b>【重要な兼職状況】</b><br>ストラダアドバイザーLLP マネージングパートナー | 0株                  |

(注)1. 各候補者とプラコーとの間には、特別の利害関係はありません。

2. 菊池氏は、本株主総会で取締役を選任された場合に、株式会社木下フレンドの常務取締役の地位を非常勤取締役に変更する予定です。
3. 候補者番号4番の富家氏及び候補者番号5番の倉本氏は、社外取締役候補者であります。
4. 富家氏及び倉本氏を社外取締役候補者とした理由は、下記提案理由④及び⑤にて述べるとおりであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

#### (提案理由)

以下の理由から、各候補者をプラコーの取締役として選任すべきと考えます。

##### ① 古野孝志氏について

古野氏は、大手鉄鋼会社及び大手証券会社にて勤務した後、上場企業を中心に数多くの取締役を経験しており、経営者としての知識と経験を十分に備えた人物であります。上場企業体のマネジメントやオペレーション、ビジネスネットワークなどの面において、プラコーへの貢献が期待できるのはもちろんのこと、古野氏は、情報処理に関する国家資格を有するなどIT関係にも精通しているため、プラコーにおけるAI化及び



I o T化促進の一躍を担える人物として、プラコーを大きくバージョンアップさせることが期待できます。以上を踏まえ、プラコーにおけるガバナンス体制の強化及び今後の成長・発展の両面から即戦力として期待できる人物として、古野氏をプラコーの新たな取締役候補者としてご提案いたします。

② 菊池敏文氏について

菊池氏は、廃棄物処理及びプラスチック再生事業を営む株式会社木下フレンドにおいて、30年以上に亘り、同事業に携わっており、現在は同社の常務取締役を務める人物であります。昨今、E S G投資の重要性が声高に叫ばれる中、プラコーの直近期（令和2年3月期）のリサイクル装置事業の売上高は、前期比9.6%減と減少傾向にあります。プラコーにとって、プラスチック再生関連の分野は、今後、注力すべき課題の一つであると考えられるところ、菊池氏がこれまでに培ってきた知識、経験及びネットワークは、プラコーの事業との間に親和性ないしシナジーがあると考えられ、今後のプラコーのマーケット拡大が期待できます。また、菊池氏は、取締役としての経験も長く、経営管理全般についての知識及び経験も豊富にあります。以上を踏まえ、プラコーにおけるガバナンス体制の強化及び今後の成長・発展の両面から即戦力として期待できる人物として、菊池氏をプラコーの新たな取締役候補者としてご提案いたします。

③ 箱崎義則氏について

箱崎氏は、30年以上に亘り、工業製品・工業資材メーカーの製造部門に勤務した経験を有しており、製造業における実務はもちろん、生産管理、品質管理等の管理業務全般に精通している人物であります。また、アメリカや、中国にも駐在経験があり、国外の取引を拡大するための販路も有しております。そのため、箱崎氏は、プラコーの製造部門の責任者として適任であり、また、国外の取引を拡大するうえで、即戦力として期待できることから、同氏をプラコーの新たな取締役候補者としてご提案いたします。

④ 冨家友道氏について

冨家氏は、長く金融業及び企業コンサルティング業に携わり、国内外を問わず、金融及び会社経営の分野に関する深い経験と見識を有しております。また、同氏はI Tについても得意分野としており、プラコーの課題の一つであるI T化の推進に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。さらに、同氏は、金融監督庁での勤務経験及び経営者としての経験も有しており、プラコーのガバナンス経営の一躍を担う存在となることも期待されます。以上より、冨家氏は、今後のプラコーの発展に大きく貢献できるとともに、健全な会社経営のため、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことも期待できることから、社外取締役として適任であると考えます。

⑤ 倉本敬治氏について

倉本氏は、大手証券会社や欧米の金融機関において、M&Aをはじめとする投資銀行業務に長年にわたり携わっており、企業戦略や資金調達の豊富な経験を備えております。また、部門や会社の責任者として、マネジメントの経験も有しております。

このようなファイナンス関連分野及びマネジメントに豊富な経験を有する倉本氏は、

ファイナンスの側面・国際化の側面の両面から今後のプラコーの発展に大きく貢献できるとともに、健全な会社経営のため、その豊富な企業マネジメントの経験をいかして、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことも期待できることから、社外取締役として適任であると考えます。

以上

MEMO

## 株主総会会場ご案内図

(会場) 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1

KANDA SQUARE 3F

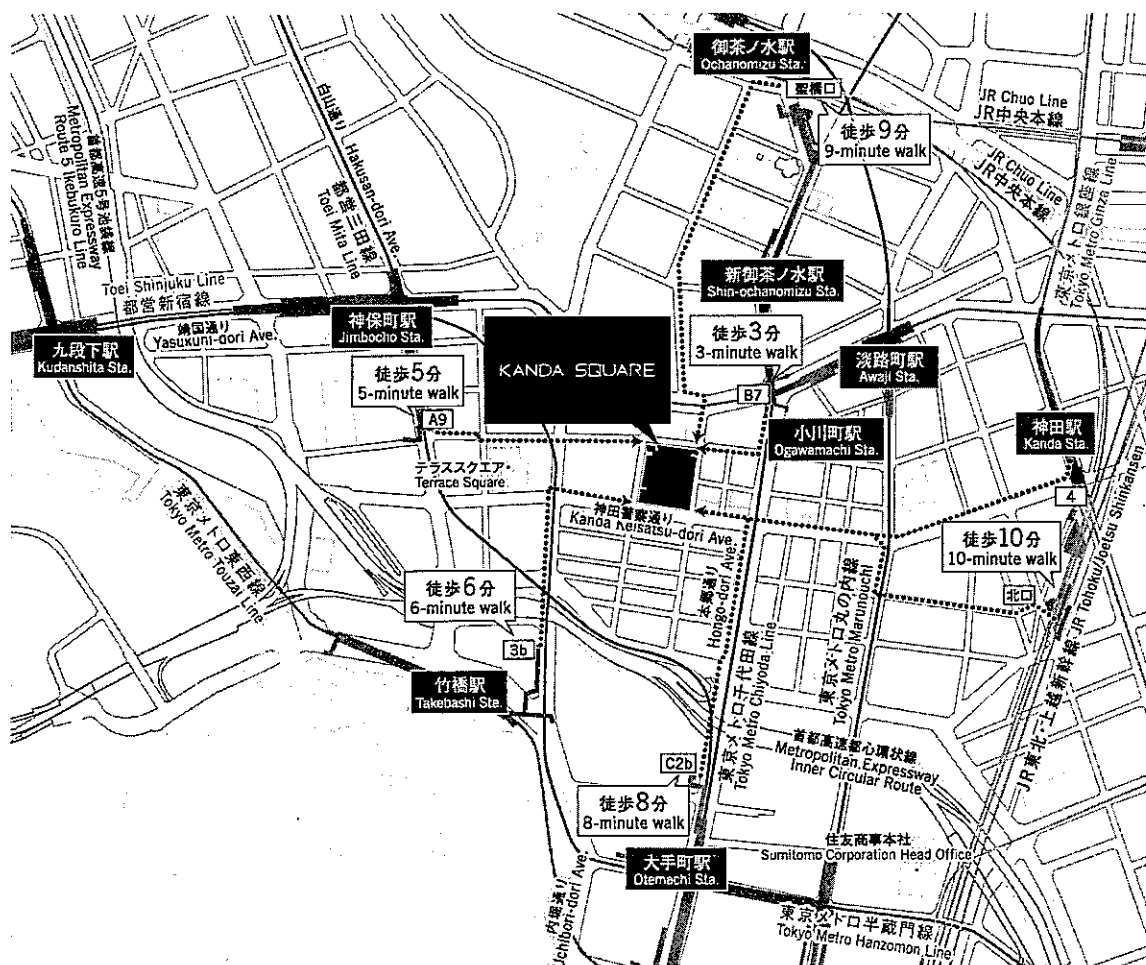
(CONFERENCE)

(連絡先) 担当事務局 弁護士法人 ATB

T E L 03-6803-4320

F A X 03-6803-4319

※ 従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。



### 〔交通機関〕

|           |                      |           |                     |
|-----------|----------------------|-----------|---------------------|
| 都営新宿線     | 小川町駅 B7 出口より徒歩 3 分   | 東京メトロ東西線  | 竹橋駅 3b 出口より徒歩 6 分   |
| 東京メトロ丸の内線 | 淡路町駅 B7 出口より徒歩 3 分   | 東京メトロ千代田線 | 大手町駅 C2B 出口より徒歩 8 分 |
| 東京メトロ千代田線 | 新御茶ノ水駅 B7 出口より徒歩 3 分 | 東京メトロ半蔵門線 | 神保町駅 A9 出口より徒歩 5 分  |
| JR 中央・総武線 | 御茶ノ水駅 聖橋口より徒歩 9 分    | JR 各線     | 神田駅 4 番/北口より徒歩 10 分 |